

# 東京都個人タクシー協会 会報

乗って安心個人タクシー



平成25年  
2月号

平成25年新年賀詞交歓会

## 業界の覚悟を問われる一年 みんなで諸問題に立ち向かおう

1月21日(月)午後4時から、ホテルグランドパレス「白樺・鶴の間」にて、平成25年新年賀詞交歓会が開催されました。会長および来賓の方々からいただいた挨拶をご紹介します。

一丸となって  
結果を出す重要性  
肝に銘じて邁進する

(社)東京都個人タクシー協会会長

木村忠義

昨年は大変厳しい状況のなか1年を乗り越えてきました。重大事故発生や不適正営業、一般社団法人移行問題など個人タクシー業界は行政や社会に対し、多大なご心配やご迷惑をおかけしてきました。今年是对策を練るだけでなく、実行して結果を出さなければなりません。われわれがこれ以上評価を下げるようでは、存在意義がなくなってしまう。今年は何とか明るい兆しが見える個人タクシーとなるよう、頑張りたいと思います。



安全・安心の確保へ  
重要な役割を  
協会に期待して

国土交通省関東運輸局局长

内波謙一氏

今年に入り比較的に明るい話を聞くようになってきましたが、まだまだこれからというところ。この雰囲気なが長く続き、実のある年になるよう、タクシーの適正化、活性化を一緒に進めてまいりたいと思います。また、昨年は非常に残念なことに交通事故多発のみならずコンプライアンス違反も多く見受けられました。今後とも安全・コンプライアンス確保に向けて業界は一つになってご尽力いただきますようお願いいたします。



次なる目標である  
チャレンジャー150へ  
警視庁交通部交通総務課課長

(代読)交通総務課管理官

日下真一氏

昨年は「チャレンジャー150」を200をスローガン



に掲げ、交通諸対策に取り組んでまいりました。結果、事故発生件数と負傷者数、死者数ともに減少しました。特に死者数は昨年より32名減少し、183名と戦後最少を記録しています。本年は平成27年までに交通事故死者を150名以下にする「チャレンジャー150」を掲げました。なお一層のご協力をお願いいたします。

自分らの手で  
明るい未来を掴み取ろう

(社)東京乗用旅客自動車協会会長

富田昌孝氏

特措法



に基づき、3年半前より日本全国一体となって適正化・活性化をおこない、法人業界では約6300台の減車をしました。このデフレ不況下、なかなか結果は見えてきませんが、しかし、最近では約20カ月の間、総需要が減っているにも関わらず日車営収が増収となつていきます。これから3年の間にもっと大きな効果を出せるよう、これからも共に力を合わせて前を向いて頑張りたいと思います。

### 都内個人タクシーの現況 (平成25年1月1日現在)

許可事業者数	15,712名 (前月比-44名)		
(特別区、武三)	15,244名	北多摩182名	南多摩286名
傘下事業者数	15,459名 (前月比-36名)		
(特別区、武三)	14,993名	北多摩182名	南多摩284名

# 平成24年度協会会長表彰 模範となり 日々精進し続けて

1月21日(月)に開催された新年賀詞交歓会の席で

「平成24年度東京都個人タクシー協会会長表彰」が行われました。個人タクシー事業者としての社会的使命を自覚し、長年にわたって模範的な営業を続けてきた事業者を顕彰する「協会会長表彰」。今年は61名(東個協34名、都営協22名、多摩個連2名、全個人協議会3名)が受賞し、都営協・東京相互協会 荻原安



木村会長より表彰を受ける荻原さん

廣さんが代表して表彰状と副賞を受け取りました。木村会長の「おめでとうございませう」というお祝いの言葉とともに会場からは惜しみない拍手が送られました。

## 交通被害者 援護賛助金を贈呈

本年度も(財)交通遺児等育成基金への賛助金贈呈が、新年賀詞交歓会の席で行われました。(財)交通遺児等育成基金は、自動車事故で家族を失い、残された子供たちを19歳まで支援する制度です。贈呈の場では自動車事故対策機構東京支管支所の栗本久支所長を通じて本協会に、財団の活動への理解と援護に対する感謝状が贈られました。

(財)交通遺児等育成基金より  
いただいた感謝状



## 第7回 理事会の 焦点

# 大きな節目を迎えた今 私たちが未来を作る年に

開催日時 1月21日(月)午後2時30分

場所 ホテルグランドパレス「亀の間」

議題

- ①「意見交換会」(関東支部主催)に関する意見・要望事項
- ②接客マナー・コンテスト(準本選会)の実施

新年最初となる理事会にて、木村会長から冒頭に以下のよう  
な挨拶がありました。

「あけましておめでとうございませう。昨年は厳しい不況のなか、事業者の方々にとっ  
ては大変つらい一年となりました。加えて交通事故や不適  
正営業問題、一般社団法人移  
行問題など大きな節目の時が  
続いています。時間に限りが



がありました。しかし、団  
体役員が議決権行使者を複数選  
任するという点で、お互いの  
歩み寄りが可能になり、少  
し明かりが見えてきたのでは  
と思います。  
何よりも定款、諸規程は、  
さまざまな状況の変化にも対  
応できる普遍的なものにして  
おく必要があります。それら  
も踏まえて個人タクシー業界  
の未来を見据えた議案となる  
ことを望みます。そのため  
も、次回の臨時総会で議案が  
万が一否決された場合を考え  
た代案も用意するなど、事業  
者が不利益を受けないよう  
と考えています。

特に一般社団法人移行問題  
についてですが、昨年臨時総  
会での否決後、一般社団法人  
移行特別委員会を設置し、話  
し合いを持っています。議論  
の中で大きな変更点として  
は、普通会員をなくし団体会  
員により構成された協会にし  
ていくという点です。当初考  
えていた代議員制度だと、比  
例人数割ということが強く言  
われ、なかなか都営協側の主  
張と相いれないという問題点  
がありました。

今後の日程ですが、3月中  
旬には臨時総会を開いて提案  
ができるよう調整をし、それ  
までに議案の最終決定をおこ  
なう予定です。いずれにしま  
しても、時間との闘いでもあ  
ります。どうか今年もよろし  
くお願いいたします」  
その後の審議において、2  
つの議題とも可決承認されま  
した。

「個人タクシー利用者感謝の日」キャンペーン

お客様に個人タクシーを選んでいただけるよう  
マスターズ制度を軸にサービス向上をめざして

昨年12月1日から21日までの3週間にわたり行われた「個人タクシー利用者感謝の日」キャンペーンの抽選会が行われました。

利用者の皆様へ感謝の気持ちを伝えるとともに、個人タクシー業界で取り組んでいるマスターズ制度（優良個人タクシー事業者認定制度）を中心とするサービス向上推進イベントとして、毎年12月3日「個人タクシーの日」に合わせて行われている「個人タクシー利用者感謝の日」キャンペーン。昨年同様、東北旅行や東北の特産品を賞品とするなど、東日本大震災の復興支援の一助とする企

画となっています。期間中は、1万6000人のマスターズ制度参加者が協力をして、応募ハガキの配布を行いました。

応募総数は1万1956通。理事会終了後の午後3時30分から同会場において厳正なる抽選会が行われました。まず会長・副会長をはじめ関東支部の副支部長、各県協会長が大きな抽選箱より応募ハガキを慎重に

選び出すと、当選者の氏名とともに、当選者をお乗せした事業者名と支部名が読み上げられました。読み上げられる度に抽選会に立ち会った理事からは惜しみない拍手と歓声が上が



慎重に選ぶ木村会長

る和やかな雰囲気の中、「マスター賞」15組と「ふたつ星賞」4名の当選が決定しました。後日行われた事務局による抽選と合わせて、715名のお客様と415名の事業者の当選となりました。

個人タクシー

がお客様に選んでいただくためには、サービスの向上とその認知が必要不可欠です。今回キャンペーンに応募してください。通という応援の声を真摯に受け止め、さらなるサービス向上へと努めましょう。

キャンペーン応募状況

応募方法	東京都	他地域	合計
応募ハガキ	8,487名	2,571名	11,058名
普通ハガキ、封書等	728名	170名	898名
合計	9,215名	2,741名	11,956名

■当選賞品と当選者数（お客様）

★マスター賞 有名旅館宿泊プラン

北東北くつろぎの旅（ペア1泊2日）

往復新幹線はやて号グリーン車 15組

★ふたつ星賞

東北3県特産品（産地直送）

1万円相当 20名

5千円相当 30名

3千円相当 50名

★ひとつ星賞

クオカード600名

平成24年12月分

■行政処分状況

処分日	氏名	処分内容（車両停止）	違反事項	違反概要	点数
12月18日	田村繁	60日車	運輸規則第38条第2項	適性診断受診義務違反	6点

■不適正営業集計表（街頭営業適正化指導規程）

(件)

発生日	警告事案	講習事案	処分事案	合計
平成24年11月	32	11	8	51

■処分事案対処報告書（街頭営業適正化指導規程）

平成24年12月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
東個協	墨田支部	W・A	平成24年7月24日	港区新橋1-8周辺	進入禁止無視		表示灯使用停止 精算停止 講習2日
都営協	事業団支部	S・H	平成24年9月4日	数寄屋通り	進入禁止無視		表示灯使用停止 換金停止
都営協	第一事業団協組	T・T	平成24年10月5日	港区新橋2-17	運送引受拒絶	加重	表示灯使用停止 換金停止
東個協	新東京支部	T・H	平成24年8月9日	東京駅八重洲北口周辺	交通阻害行為		表示灯使用停止 精算停止 講習2日
東個協	文京第二支部	A・M	平成24年8月24日	港区新橋1-3	乗車行為禁止無視		表示灯使用停止 精算停止 講習2日
東個協	足立第一支部	K・T	平成24年9月5日	土橋高速入口周辺	乗り場無視		脱退勧告

※処分事案は東個協・都営協に処分を要請し、平成24年12月中に処分内容の報告があったもの  
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

計報

\*12月

氏名	所属団体	享年	病名
丸山昇作	(東個協・北第二)	64	髄膜炎
前田豊比古	(東個協・杉並)	62	心臓発作
佐藤作治	(東個協・武三)	66	呼吸不全
齋藤松次	(東個協・豊島)	75	腸閉塞
高橋宏幸	(東個協・練馬第二)	66	心不全
七尾隆志	(都営協・亀戸)	62	不明
両角良晃	(都営協・四〇)	71	心不全
大森稔夫	(全個人)	68	心不全

ご冥福をお祈り申し上げます

マスターズ制度参加状況 (平成24年12月1日現在)

	ひとつ星	ふたつ星	マスター	合計	事業者数	制度参加率
東京都	2,752	3,787	7,083	13,622	15,537	87.7%
前期	2,757	4,264	6,899	13,920	16,213	85.9%
増減	▲5	▲477	184	▲298	▲676	1.8%

※増減は前期(平成23年12月1日)との対比です。

マスターズ制度参加率の推移 (%)

	22年6月	22年12月	23年6月	23年12月	24年6月	24年12月
東個協	90.0	91.4	92.7	93.2	93.6	94.0
都営協	53.5	65.8	70.1	74.3	75.8	78.0
多摩個連	61.3	71.1	75.6	81.4	81.4	82.0
全個人	75.6	77.1	79.8	81.0	82.5	81.9
合計	75.8	81.4	83.9	85.9	86.6	87.7

マスターズ制度参加状況



受講者に説明を行う  
堀直道指導部長

個人タクシー業界からは93名が指導協力員として出

です。研修終了後には委嘱書・指導協力員章・腕章が交付され、2月から試行運用として銀座・新橋、六本木等の繁華街及び主要ターミナル等のタクシー乗り場へ配置されます。なお、法個合わせて626人の指導協力員となり、4月から本格的に実施され、土日・休日を除くすべての日に交替で出勤されます。

1月23日(水)午後1時より、日個連会館において「東京タクシーセンター指導協力員研修」が行われました。本制度は近年タクシーの不適正な客待ち行為により発生する交通渋滞問題が深刻化し、早急な改善が求められていることから、指導体制の強化が必要としてこの度の制度導入となったものです。

席し、タクシーセンターの堀直道指導部長らによる制度の主旨、指導体制、指導方法、指導要領、実際の指導内容などについて説明を受け、受講者は研修内容に熱心に耳を傾けておりました。

東京タクシーセンター指導協力員研修  
「客待ち違法駐車の一掃に向けて」

感謝の手紙

都営協・第一事業団協組  
高橋 弘さんへの感謝の言葉

深夜利用させていただいた時、「酸素ボンベを装着しているのが最終電車に間に合わない困るのです」と告げると、一番良いルートを一生懸命に考えて運転してくださり、無事に合いました。余裕のなかった私はひどい言い方をしていたかもしれませんが、本当にありがとうございました。遅くなりましたが、本当にありがとうございます。個人タクシーを選ぶお客様が増えるよう、親切丁寧な対応を心掛けましょう。

健康管理促進ポスター



健康診断の全員受診を目指します!

●違反者の違反回数

1回	1,013名
2回	286名
3回	54名
4回	5名
5回	3名

●免停件数

30日(29)	84件
30日(28)	3件
30日(20)	1件
60日(30)	32件
60日(27)	2件
90日(45)	11件
90日(40)	1件
90日(0)	1件
120日(60)	2件
180日(80)	2件

※( )内の日数は短縮日数です

●違反種類別ワースト5

1位	速度超過 415件 (23.3%)
2位	信号無視 264件 (14.8%)
3位	通行禁止違反 224件 (12.6%)
4位	駐停車違反 174件 (9.8%)
5位	指定横断等禁止違反 116件 (6.5%)

違反種類別件数を見ると、ワースト1は例年同様で速度超過違反の415件であり全体の23%以上を占めています。その内訳で、特に違反点数12点の速度超過50km以上が11件、6点の30km(高速40km)以上50km未満の21件が目立ちます。なお一層の安全運転を心掛けてください。

道路交通法違反集計結果

平成24年12月1日付期限更新者の直近1年間の集計

平成24年12月1日付期限更新者の道路交通法違反集計結果がまとまりました。

今回の対象者は3688名で、過去1年の調査で1361名(36.9%)が違反し、131名(3.6%)が免許停止を受けておりました。